

件 名	松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
主 管 課	税務課
関 係 課	保険課
改 正 対 象	松前町国民健康保険税条例（昭和40年4月1日公布松前町条例）
根拠法令等	地方税法(昭和25年法律第226号)第717条 厚生労働省保険局国民健康保険課・総務省自治税務局市町村課(令和2年4月8日通知)「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料(税)の減免に対する財政支援について
改正理由	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入が減少した者の国民健康保険税の減免申請が、既に納期が過ぎた国民健康保険税にも適用できるよう必要な改正を行う。
改正の主な内容	第27条（国民健康保険税の減免）第3項にただし書を追加する。 3 国民健康保険税の減免は、申請のあった日以後に到来する納期に係る税額について適用する。 <u>ただし、災害その他やむを得ない理由により申請ができなかったと認められる場合はこの限りでない。</u>
施 行 日	公布の日
【その他参考事項】	